

国賠ネットワーク NO.124

2010.7.17

発行:奇数月 定例会:偶数月第1木曜日 神田駅南口ルノアール
年会費 2000円 郵便口座 国賠ネットワーク 00200-2-6473

<http://www.jca.apc.org/kokubai> ¥200

〒235-0045 横浜市磯子区洋光台4-26-18 土屋方 TEL 045-831-4993

再読 国家賠償法

バレンタイン国賠の控訴審敗訴の第一報を聞いて、あらためて国賠法を読み返した。国家賠償法は1947年10月、戦後はじめての第1回通常国会で成立。5月に施行された新憲法17条を受け、急ぎ制度的な保障の立法化をした。法務委員会では、公務員の過失が起る度に賠償をしていたら国家財政が破綻するのではないか、という議論があったという。だからなのか、国賠法1条、2条ともに、取って付けたような[2頁] 損害を与えた公務員個人への国からの求償権が設けられている。いずれにしても、強権的なファシズム・天皇制国家が瓦解した直後の議論だけに、国賠法には荒削りながら、民主主義というはじめの希望が宿っていたように感じられる。

この、(条しかない荒削り)さが、その後の運用の中で国家主義的な拡大解釈をもたらしたとも言える。構造的な欠陥は、公務員個人は国賠の対象にならず、あくまでその権能組織だけが訴訟対象となる点。公務員個人を訴える場合、その個人被告は民法の不法行為 - 損害賠償を根拠とし、国賠法の対象とはならないのだ。

加えて国賠法第4条にある、民法の実務規定に準拠するとした点だ。訴訟請求権(原告)が私人であっても、冤罪被害者にとって国賠の相手は公権力。その国家を裁くのであって民事という感覚ではない。それに先んずる損害被害は、国家意思に基づく違法な権力行使(逮捕、拘留、公訴権など)に訴訟原因があるからだ。

この4条によって訴訟実務は民事の枠組みで行われる。つまり厳密に黑白をつけるというより、訴訟の本質は和解であり妥協であり、過失相殺的な傾向にある。被告には偽証罪は適用されず、言いたい放題の書面審理が、然し、証拠の採否についても、その信用性(証拠能力)の論議においても刑事訴訟の厳格さはない。ぼくらの熱い思いとは異なり、裁判所は時代や社会の風潮、保守的な安定性を優先する別なベクトルによる着陸点を思い描いているのだろう。

かつてネットの交流集会(1994)で「国家補償法」の著者である阿部泰隆教授の講演を行った。氏は、「国賠判例はどんどん悪化している。訴訟の戦術論より、証拠開示のあり方や立証責任、違法性の基準など、いっそ国賠法の改正を目指した方が早道…」と示唆をいただいた。そうなのかも知れない。だが、法曹三者に研究者、国会議員を加えたプロジェクトチームを組織する力は、残念ながら国賠ネットにはない。

勝てない国賠をどうしたらいいのか…。それは冤罪裁判でも、再審でも根っこは同じだろう。政治による法整備や枠組みを変えることも大事だが、もっとも必要なのは、<必要悪>としての国家と、個人の人権のきしみを市民が引き受けること。だから国賠こそ、裁判員裁判が有効に作用すると思うのだが、どうだろうか。 松永 優】